

保健福祉課から

障がい者相談支援事業所に「相談ください」

障がい者相談支援事業所は、様々な困りごとや悩みごとをお聞きし、解決方法を一緒に考えていくところです。

事業所には、相談支援専門員が配置され、障がいのある方が「選んだ場所で暮らし続けるこ

と」を支援し調整します。困っていることや不安なことがはっきりしていなくても、相談支援専門員と一緒に考えます。

障がいのある方やご家族、地域の方など、どなたでもご相談ください。

(相談支援事業所の相談日)※土・日・祝祭日、12/29～1/3を除く

事業所	相談日時	主な対象者
地域活動支援センターいろいろ 愛南町城辺甲204番地1 (0895)70-1070	月曜日～金曜日 8時30分～17時	精神障害
指定特定相談支援事業所いちごの里 愛南町中川1410番地1 (0895)84-3346	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	知的障害 児童
愛南社協相談支援事業所 愛南町御荘平城2139番地 (0895)72-3547	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	身体障害
南愛媛療育センター 北宇和郡鬼北町永野市1607番地 (0895)45-1101	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	児童 発達障害
愛南町障がい者(児)相談支援センター 愛南町城辺甲2420番地 (0895)72-1212	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	全般

防災対策課から

12月21日は「えひめ防災の日」
12月17日(日)～23日(土・祝)は「えひめ防災週間」です

12月21日は、昭和南海地震(昭和21年)が発生した日です。この日は、愛媛県防災対策基本条例により「えひめ防災の日」と定められ、県市町・事業者・自主防災組織など総ぐるみで、防災意識啓発や防災訓練などに取り組むこととされています。

今後発生が心配されている南海地震などの大規模災害が起きたとき、県市町・消防などの関係機関は救援・救助活動に全力を尽くしますが(公助)、まずは皆さん自身で自分の身を守ることが不可欠です(自助)。しかし、個人や家族の力だけではどうにもならない状況もありますので、隣近所や自主防災組織で助け合うことが大切になってきます(共助)。

12月18日(月曜日)午前11時00分から「シェイクアウトえひめ(県民総ぐるみ地震防災訓練)」が実施されます。この訓練は、その場で(1)「まず低く」、(2)「頭を守り」、(3)「動かない」の安全確保行動を約1分間行うもの

で、誰でも、どこでも参加することができます。詳しくは、愛南町ホームページまたは愛媛県ホームページをご覧ください。

防災週間には次のことを家庭や地域で行いましょう。

- 非常時持出袋の準備・確認をしましょう
- 家具や電化製品の転倒防止をしましょう
- 自宅周辺など危険箇所の確認をしましょう

○避難場所や避難路の確認、緊急時の連絡先など家族で話し合いまししょう

問合せ 消防本部防災対策課
TEL 72-0131

今月の

年金出張相談(予約制)

○12月19日(火)

10時～15時30分

(城辺商工会館2階)

問合せ 宇和島年金事務所

お客様相談室

TEL 0895-22-5569

電話受付対応時間

8時30分～17時15分

子宮頸がん検診を実施しています

子宮頸がん検診を町内の指定医療機関で実施しています。今年度、町の子宮頸がん検診を受けていない方は、ぜひお申し込みください。

受診方法

指定医療機関で受診できます。

対象者

20歳以上の女性

料金 健診にかかる費用は無料です。

実施期間

平成30年2月28日まで

申込方法

検診を希望される方は、保健福祉課までお申し込みください。

申込み・問合せ

保健福祉課 TEL 7211212

切手を貼らずに使用できます マイナンバーカード交付申請書の送付用封筒

地方公共団体情報システム機構より、通知カード、交付申請書(通知カードと一体)と一緒に送られてきた、送付用封筒(マイナンバー(個人番号)カード申請用)の、差出有効期間が、平成29年10月4日までとなっている場合でも切手を貼らずにそのまま使用できます。(平成31年5月31日まで)

送付用封筒を追加で欲しい人は、マイナンバーカード総合サイト内「封筒材料のダウンロードはこちら」からダウンロードできます。

マイナンバーカード総合サイト

URL: <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

問合せ

町民課 TEL 7217300

配慮を必要としている方のための「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます

赤地に白色で十字マークとハートが描かれた長方形のストラップです。(写真)



義足や人工関節を利用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人などが身につけることで、周囲に手助けを必要とすることや見えない障がいへの理解を求めるものです。

マーク利用者を見かけたら

◎公共交通機関で見かけたら、席をお譲りください

◎ 駅や商業施設などで困っている利用者を見かけたら、声をかけるなどの配慮をお願いします

◎ 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします

■ 配布方法

希望者一人につき1個配布(無料)します。障害者手帳や身分証明書などの提示は不要で、家族や支援者などの代理人による受け取りも可能です。郵送での配布は行いません。

■ 配布場所

役場本庁 保健福祉課、役場各支所

問合せ

保健福祉課障がい者福祉係
TEL 7211212

12月納税等のお知らせ

固定資産税	3期分/4期分
国民健康保険税	7期分/10期分
介護保険料	7期分/10期分
後期高齢者医療保険料	6期分/9期分
保育所保育料	月末
下水道使用料	月末

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。町税を滞納されますと、本来、納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。

① 町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は、毎月、当月分が月末(12月は25日)に振替となります。

② 下水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月の10日です。

※ 該当日が休日の場合は翌日となります。

税務課から

ご存知ですか。固定資産税

1 固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日に所有する土地、家屋および償却資産(事業用資産)に対して、課税されます。

2 償却資産の申告について

償却資産を所有する方は、町に申告することが義務付けられています。

12月中旬頃、償却資産の所有者あてに申告書類を発送しますので、必要事項を記載し、押印の上、税務課又は各支所まで提出してください。

提出期限 1月31日(水)

3 家屋の申告について

家屋を取り壊した場合や新築などされた場合は、手続や現地調査が必要になりますので、税

務課まで申し出てください。

固定資産税Q&A

Q 平成30年1月20日に取り壊した家屋や売買取引をした土地・家屋が平成30年度に課税されています。なぜでしょうか？

A 固定資産税は、毎年1月1日に固定資産を所有されている方に対し、その年が属する年度において課税されます。したがって、平成30年1月2日から同年12月31日の間に、所有する固定資産の状況に変動(売買など)があっても、平成30年1月1日時点で固定資産を所有されている方に対して平成30年度の固定資産税が課税されます。

問合せ

税務課 TEL 72-17301

保健福祉課から

戦没者遺族相談員にご相談ください

愛南町では、戦没者遺族の福祉増進を目的に、次の方に相談業務を委託しています。戦没者遺族の方でお困りことがある方は、お気軽にご相談ください。

委託期間 平成29年10月1日

～平成31年9月30日(2年間)

戦没者遺族相談員

和泉三千代さん(深浦194)

TEL 0895-172-6969

問合せ

愛南町遺族会事務局
(愛南町社会福祉協議会内)

TEL 70-1251

保健福祉課 TEL 72-11212

保健福祉課から

ひとり親家庭の児童対象学習塾が定期開講されます

愛南町母子寡婦福祉会による、ひとり親家庭の小・中学生を対象とした学習塾が12月2日から定期開講されます。授業形態は、受講者が持参した教材・宿題等の間違いや不明な箇所について講師が指導する形式となります。受講を希望される場合は保健福祉課までご連絡ください。

対象者 愛南町在住のひとり親

家庭世帯の小・中学生

日程 第1、2、4土曜日、第3日曜日

午後1時～3時

場所 城の辺学習館

受講料 無料

※教材等は各自持参

問合せ

保健福祉課(愛南町母子寡婦福祉会事務局)

TEL 72-11212

食育アカデミー

食改おすすめレシピ集! 第8号が完成しました。



愛南町食生活改善推進協議会では、毎回テーマを決め、『おいしく!手軽に!健康に!』になれるようなレシピ集を作っています。

今回は「骨粗鬆症予防」をテーマに作成しました。骨粗鬆症予防の基本は「食生活」です。バランスのとれた食事から、骨の材料となるカルシウムをきちんと摂ることが大切です。

牛乳・乳製品や小魚類、大豆製品、緑黄色野菜などをしっかり摂りましょう!

食改おすすめレシピ集は城辺保健福祉センターに置いてありますので、お気軽にお持ち帰りください(数に限りがあります)。

